

「社会福祉にまつわる

当為概念と存在概念」

雀 部 猛 利

は し が き

人類の歴史は斗争の歴史であるといわれているが、第二次世界大戦によって日本はあらゆる分野において破壊と混乱をひきおこした。これまでににおいても人類は絶えず戦争の瘡痍によって無惨な出血の代価を支払ってきたが、現代においては原子力という偉大なフランケンシュタイン的兇器によって、人類はみずから限りない戦慄を覚えながら、その運命から脱却せんとお互に喘いでいる。われわれは現代社会におけるこの痛ましい社会像をソローキンの巧みな表現によって伺うことができる。すなわち彼は「人間性の再建」（1948年）という書物の序文のなかで「人類は浅ましい死の代りに生を懇求し、戦争の代りに平和を希求し、憎悪の代りに愛を渴望し、混乱の代りに秩序を切望している。人類はロボット文化の血醒き襖ぼと褌もんよりも、その身により善き人間性と、より偉大なる智慧と、より純良なマントを纏まといたいと夢想している。人類は愚かにもみずから死地に踏み込んで生か死かの難問に直面し、いままでよりも一層必死になって生存と不滅への果しなき探求を続けざるを得なくなっている」と述べている。

このような人類社会における惨ましい姿がどうして起るのであろうか。またこうした問題を考える場合、過去における多くの先学の師は人間の福祉に関する課題をどのよるな角度からとりあげてきたのであろうか。われわれがいまここで考えようとしている人間の福祉に関する課題は、もとよりその本質においては「高次の精神的、主観的幸福をも内包した物的にして精神的な生活の福祉であり、広く言えば人間生活の目標」であるに違いない。人間のより福祉的な

生活に関する考察を学問的な見地から取扱ってきた先学の師のうちには、アリストテレスを始めショーペンハウエル、フィヒテ、ヒルティ、アランなど多くの学者がいたが、彼等はいずれもわれわれが課題としている福祉の問題をとり扱うに当って、その研究の仕方において通常社会科学と呼ばれている学問的な範疇からこれらの問題ととり組んできたのではなかった。寧ろ彼等は文学や哲学や倫理学のような当為概念を含む学問的な領域のなかで人間の福祉生活についての課題をとりあげてきたのであった。従ってそこでは人間が社会生活を営む上において、最少限度必要な物的諸条件やそれを規定する社会的な機構に関する科学的考察というよりは、寧ろ人間の福祉生活を単なる理念や当為概念として超歴史的な立場から論じてきたのであった。それでは価値的な要素を多分に内包している社会福祉という課題を社会科学の立場においてとり扱うことは果して不可能だろうか。確かに社会福祉に関する課題をとりあげようとする場合には、マックス・ウェーバーを始め多くの社会学者が案じてきたように、現実が要請する激しい実践的課題や動機が、研究者の科学的意図の背後からその認識態度を突き挙げてくることも少なくない。殊に不安と混乱を伴う社会の崩解現象が顕著な時代にあっては、現実の厳しさが実践的な強い理論を要請するようになってくる。かって社会学がコントによって創始されたとき、それが「予見せんがための学」であったように、市民社会の強い現実的要請がその学問の性格に反映するのは当然である。しかしながら学問の世界のなかにあって現実的要請に対応する実践的な側面と深い関聯性を保ちながら、なほかつ実践的な現実を科学的、客観的に直視することは、必ずしもその学問の論理性を軽視することでもなければ、その科学性を放棄することにはならない。殊にウェーバーが指摘した如く、社会科学における没価値性の理論は、その研究対象の領域内に価値的な素材を内包することが許されないというのではなく、研究の主体的な認識過程のなかに価値判断の主体的要因を内包させないという点にあった。それ故にわれわれが社会福祉に関する課題を社会科学的な立場から考察せんとするときには、実践的な要請に応えんとする動機によって支えられていてもその対象を客観的に科学する姿勢を堅持することができるのである。この

ことはある時代における特定の社会に存在している価値体系や価値志向に立脚しつつ、その時代において社会的に承認されるような認識体系をめざしている社会科学であるともいえるのである。

§ 1 社会福祉に関する当為概念

<福祉>という言葉は、広辞苑によれば元来は宗教的な用語であって、消極的には生命の危急からの救いを意味する言葉であり、積極的には生命の繁栄を意味する言葉であって、<幸福>と同義語であると説明されている。戦後わが国の憲法の条文のなかに<社会福祉>という語が明記されるようになって、国民の間において大変親しみのある言葉として広く使用されるようになったが、学問の分野においては元来<福祉>または<社会福祉>という言葉は、ドイツ語の *wohlfahrt* という語から訳された言葉で、戦前においては<厚生>という訳語が一般に使われていた。すなわち生活の道を豊かにするという意味であった。ドイツでは人間の福祉生活を意味する慣用語として、既に16世紀の初頭より「望ましき状態への移行」を意味する用語として *wohlfahrt* という語が存在していた。^(註1) 処が厚生経済学の分野においてわが国に紹介された<厚生>という概念は、国民所得の分配や流通における正義を意味するものであったが、^(註2) その後竹中勝男博士によって *wohlfahrt* の概念を社会事業や社会政策の分野から展開され、<福祉>という概念に関する新しい認識を学界に提起された。^(註3)

しかし今日では憲法の条文のなかにも<社会福祉>という言葉が使用されるようになり、市民生活のなかでも広く親しまれている言葉となっている。従ってこの言葉に対する明確な概念規定が示されなくても、一般市民の間では殆んど常識語や慣用語として理解されている。

しかしながら、この福祉という言葉がたとへ厚生 (*welfare*) という語によって表現されようと、あるいはそれが幸福 (*happiness*) や利益 (*benefit, utility*) という語で示されようと、それは単に用語上の問題であって、その実質的な内容には大して関係がないのではなからうか。われわれはその言語的な表現に拘

束されるよりは、寧ろその根底に横臥している実態を捉えることに関心をむけることが要請されるのである。そのためには経験から出発して言葉の背後にあるものを歴史的社会的に探求せんとする態度が必要になってくる。歴史上のある時代、ある社会における福祉の概念は、その社会的経済的構造や政治的法的性格や社会的文化的特質などによって、具体的な福祉の内容も異なってくるのは当然である。それだけではなく、同一の歴史的社會においてもまた人びとは彼等のおかれてある社会的階級的地位によって、おのずからその内容の構造も異なってくるのである。

勿論理念としての社会福祉は、あるいは「社会成員のすべての者の福祉」であるかもしれない。社会福祉が特定の個人の私的な幸福だけではなく、それが社会全体に関する公共の福祉 (public welfare) や一般の福祉 (general welfare) や社会の福祉 (social welfare) という語に近い感覚のものを示していることは当然である。けれどもこの場合社会成員のすべてのものの福祉が社会福祉であるといっても、それは具体的にはどういうことを意味するのか明確ではない。

ルソーの「全員の意志が個人の意志の総和である」という考えに立つと、社会成員一人一人の福祉の総和や集積が社会福祉になるのであるが、彼も述べているように社会成員個々の福祉の総和においてあるのは、どこまでも単なる個人の福祉であって、その個人の福祉はこれをいかに多く集積しても、依然として個人の福祉以外のなにものでもない。従ってそのような個人の福祉が public welfare, general welfare, social welfare であるといっても、そこからは歴史的社会的に福祉が侵害されている社会階級的な人間の福祉が確保されるという必然性はでてこない。それではルソーのいう「一般の意志」の思想に立って、[個人の意志からその過不足を相殺すると、その差引き総和として残る]という平均的な思想に立つと、社会成員すべてのものの福祉の平均が社会福祉ということになる。しかし如何に個人の福祉の平均が高水準であっても、社会の成員にとってその偏差が大なるときには社会の福祉が問題になるのであり、そこにおいては地域的にも階級的にも極度に侵害されている没福祉階級の問題がかえりみら

れないで放置されるという要素を妊んでる。それでは社会の成員すべての者の総合としての全体的な福祉が社会福祉であるのか。われわれは過去の歴史のなかでファシズムやミリタリズムが応々にしてこのような全体の名のもとに民族や国家の福祉を社会福祉として訴えた事実を想起するとき、社会成員すべてのものの福祉を超越した新しい福祉が民族や国家の名において独裁的な全体主義を打ちだす福祉観をそのまま社会福祉として肯定するわけにはいかない。

それでは一体理念としての社会福祉とはなんであるのか。社会福祉は個人の福祉に対してなにも否定的な契機を含むものではなく、また個人の福祉に還元しえない超越的なものでもない。それは確かに社会のすべての成員の福祉を内包しているものであるはずだ。ではそのような社会福祉とは具体的にはなにを指すのであるか。またそのようなものはどのような形でどこに成立するのであるか。端的にいうならばそれは社会の成員が歴史的社会的に形成されてゆく相互の社会関係において成立するところのものであり、社会的階級的な規定を受ける人間関係において求められるものである。

そもそも社会福祉が問題としてとりあげられるのは福祉が侵害されている社会的事実があるからにはほかならない。常に歴史的に形成されていく社会のなかにおいて、社会的に隷属的な地位におかれている階級は、その社会における健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が脅やかされ易いので、彼等の福祉生活に関する受益権や抵抗権を社会的に擁護せんとする実践過程のうちに社会福祉の本質が形成されていくのである。この意味において社会福祉とは社会生活において福祉に欠ける条件をもつ人間のニードを充足するための実践体系のなかに存在する目的概念である。すなわち社会福祉においては地域的階級的な格差がつねに問題にされているように、福祉生活が社会機構や制度のなかにおいてかなり充足されている社会階層とそれが社会構造的に侵害され易い階層との間における社会的、経済的、文化的距離を文化構造や制度を通して縮小せんとするところに社会福祉が存在するのである。したがってそれは地域的、階層的な社会関係の調整であり、再組織化である。社会福祉という概念をこのような意味において理解しない限り、それは常にその社会の支配階級およびその周辺

の人達を中心とした似而非なる福祉体系の温存から一步もでないばかりか、悪くいけばそれが階級的な欺瞞政策の概念として構成され、結果的にも本質的にもそれは社会の矛盾を助長する現象を招き、真の社会福祉という実態から遠ざかっていく危険性も起りうる。

このような社会構造的立場に立つ福祉概念の設定と強調は、社会福祉が単に階級的なパトスの存在にとどまることを意味するものでないばかりか、それはロゴスの存在であることを示さんとするものである。

竹中博士は社会福祉の概念を規定し、それが「社会事業を中心として、これに接続する社会政策および社会保障制度が、扶助、保護、保険、保障のごとき、それぞれの方法によって実現しようとする具体的目的に共通する一つの上位の目的概念」であると述べ、「これらの現実の制度、組織、施設、政策がまさに実現しようとする究極の目標」にはかならないと規定している。したがって「人間の生活に望まれる安定、調和、生活内容の充実、人格の発展のごとき Glückseligkeit (至幸) の理想的状態」を社会福祉の社会理念としているのであるが、「それは主観的に望まれる当為としての Glücksideal ではなく、客観的に条件づけられ、物的に基礎づけられ、生活において実現される生活的福祉であり、それ故にまたその本質において社会共同の福祉でなければならぬ。それは個々人の福祉の集積や総計として実在するのではなく、それ自体が一つの構成的な特質をもつところの社会的存在であり、社会的事実としての福祉である。」(註4)

従って社会福祉という概念は単なる「パトス的な存在ではなく、存在によって規定され、経済・社会機構の現実の理性によって制約されるロゴスの存在である。」すなわち、「国民によって望まれるところの福祉は、物的可能性の裏付のない架空の願望ではなく」それは社会的な福祉機構によって限界づけられるロゴスの存在である。故に社会福祉は客観的に認識しうる構造をもつところの社会的事実であって、個々人の心理的・主観的認識によって描写されるユートピアではない。従って社会福祉の実質的概念を把握するためには、社会的な原因によって齎らされている福祉侵害の事実や生活障害の諸相を構造的に認識

するところから出発せねばならない。

§ II 社会福祉に関する存在概念

それにしても一般に社会福祉という言葉が学問的にとりあげられている場合、その言葉が用いられる時と処とによって、社会福祉という言葉はいろいろな意味に解釈されている。その一つは住民全体の最上の幸福という目標や望ましい状態への移行を指す言葉として理解する考え方である。第二は衛生、教育、住宅、狭義の福祉、その他の活動を相互に関連づけて協力させるような働きや、あるいはそれらの住民の受益権を増進させるための諸活動を総称する言葉として理解する考え方である。第三はわが国の社会福祉事業法にいう社会福祉事業のように主たる働きが社会的弱者の保護救済の諸事業を念頭におく場合の考え方である。これは従来慈善事業の流れをくむ社会事業の観念であったが、その活動が救貧や施療から防貧や予防へと進むにつれて、更により高い水準の生活を保障する事業や活動として発展してゆくにつれて、それに関連する諸分野の活動や事業と社会福祉事業との領域区分が不鮮明である感を与えるようになってきた。そこで社会福祉事業固有のものとしてそれに関連するものとの区別を明確にする必要性が意識されるようになり、社会福祉事業という言葉の現実概念が再び問われるようになった。

このような事情を考えてみると、社会福祉という概念は必ずしも充分明確化された概念だとはいえないが、いずれにせよ、ともかく人間がその社会的・階級的な生活の格差において体験する不幸や窮乏や不調整という社会的な生活障害を物的、構造的に克服せんとする一連の社会的行為や、その制度の基底に横臥しているものが、社会福祉の実質的概念である。したがって社会福祉の研究に当っては、社会的な規定を受ける人間の社会的な生活障害とその克服に関する住民の価値観やその社会的勢力をも内包した一連の社会福祉活動の体系がその課題となってくる。

わが国において社会福祉事業が論議される場合の社会福祉という概念は1950年の「社会保障制度に関する勧告」文書のなかで最初に規定されたのである。

すなわち勧告文によれば「社会福祉とは、国家扶助の適用をうけている者、身体障害者、児童、その他援助育成を要する者が、自立してその能力を發揮できるように、必要な生活指導、更生補導、その他の援護育成を行うことをいうのである」と記されている。この定義づけはさきに述べたような社会福祉に関するあるべき姿を表現した当為概念ではなく、まさにわが国の社会福祉の現状に関する現実概念として定義づけたものである。このような定義づけは 1951 年に成立した社会福祉事業法のなかにおいてもほぼ同じような内容の定義づけをみることができる。現行の社会福祉事業法においては社会福祉に関する定義を直接に与えているのではないが、第三条の条文に「社会福祉事業は、援護、育成または更生の措置を要するものに対し、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することができるように援助することを趣旨として経営されなければならない」と規定している。従って正常な社会人としての生活を妨げるような条件をもつ人達に対してそのニーズを充足させるように援助することが社会福祉事業であり、自立してその能力が發揮できるようにするのが社会福祉である。また 1950 年の国際社会事業会議に提出された定義によれば「社会事業とは、正常な一般生活水準より脱落背離し、またはそのおそれある不特定の個人または家族に対し、その回復保全を目的として国家、地方公共団体、あるいは私人が社会保険、公衆衛生、教育などの社会福祉増進のための一般対策とならんで、またはそれを補い、あるいはそれに代って、個別的、集团的に保護助長あるいは処理を行う社会的な組織的活動である」と定義されているが、ここでの社会事業は社会福祉事業と同義語であり、一般生活水準より脱落背離しているものの回復保全が社会福祉事業であるというのである。

これらの定義のなかで共通にみられることは、「自立してその能力を發揮できるように」、または「正常な社会人として生活することができるように」、「正常な一般生活水準」が回復保全できるように、社会的な生活障害の克服を援助して、福祉に欠ける条件を自ら除去するように援助する処に社会福祉という概念が規定づけられるのである。しかしながらそのような諸条件を担っているもの、またはそのおそれある個人や家族は、生活困窮者、児童、身体障害者な

どのような「社会的弱者」であると一義的に規定することは妥当ではない。何故ならば現代の社会生活においては、ひとり生活困窮者やその他の社会的弱者だけでなく、殆んどすべての個人や家族が社会的な諸条件によって生活上の障害を担う可能性にさらされる危険を妊んでいるのである。従って「社会福祉とは個人および家族が満足な生活水準と健康状態に到達するように援助するように工夫された社会的サービスと社会制度の体系である」^(註5) という定義がフリードランダーによって示されているのである。社会福祉に関するこのような定義づけは、要するにすべての国民の社会生活上におけるニードに対応し、その環境条件の改善、整備または個人が直接必要とするサービスの提供などを通じて、その生活を改善向上させる機能に着目していることになる。しかしながら更にこの問題を問いつめてゆけば、その機能的な内容の面においても社会福祉事業に固有なものが示されねばならない。現に 1950 年の国際連合の会議においてニーゼランドの代表者は社会事業の機能的な性格に対して限定を加へ、次のように説明している。^(註6) 「社会事業は最も広義においては、個人と環境との関係を取扱うところの一切の活動を意味する。」「しかし社会事業という言葉を一層限定して考えるならば、個人全体 (the total individual) と彼の環境全体 (the whole of his environment) との間の関係における欠陥を予防し、治療することをいうのである。」従ってこのような考え方によれば、社会福祉の対象領域は個人の生活全体そのものではなく、個人の生活上必要な社会制度との関係の全体がとりあげられるのであり、「個人全体と社会環境全体との関係における欠陥」の予防や治療に固有の領域を求めているのである。従って社会福祉事業に關聯する社会福祉問題とは、社会成員が生活上における基本的な必要 (basic needs) を社会制度との關聯において充足せんとする場合に、効果的な充足が阻まれることから起る生活上の社会的障害であるから、社会福祉事業にとって固有の対象は生活上の困難に関する実質的内容の解決それ自体であるというよりは、寧ろそれを社会的な諸制度との關聯において克服せんとする社会的な關係づけの機能にあるといわねばならない。

以上のような観点から社会福祉事業を考察するためには、まずその対象論と

して「個人全体と社会環境全体との関係における欠陥」の様相を究明すると共に、その対象のもつ課題に対応する解決への社会的関係づけの技術についても考察を進めねばならない。

§ III 社会福祉に関する実践概念

社会科学においては一般に現実の具体的なものを考察する場合、われわれはそれを自然的物として捉えるのではなく、寧ろそれを社会的物として考察するのであるが、その場合社会的存在として捉えられるものには、人間、集団、制度、物品、観念、信仰などの社会的存在の一切を総称する言葉である。現実に社会的存在をしている具体的な事物は意味と価値とを有している故に、われわれはそれに対してその意味と価値に相応しい行動や態度をとるのである。^(註7) 社会福祉的な実践活動が一個の合理的な施策や事業の体系であるとするならば、社会福祉の実践がもつ意味を理解するという社会科学的な課題が当然とらえられねばならない。現実に実践されている社会事業がいかなる価値に奉仕するものであるかについても、現実の所与としての社会事業のなかから理解することができるものである。社会福祉は人間の共同生活における生活障害や福祉資源の偏在を克服せんとする社会的行為や制度の根底に横臥している社会的実践に関する概念であるから、それがもつ社会的意味の理解は生活障害そのものの社会的理解と共に重要な課題である。

社会生活における人びとの基本的ニードが不充足や不完全充足に陥った場合、これを放置しておくとも個人の社会的生活はもとより、彼が所属する集団や共同社会にとっても社会的障害となってくる。そこでこの可能的ないしは現実的な社会的障害が共同社会の問題として認識されるようになってくると、それはやがて一般に救済や扶助や保護などの形態によって表現される社会的障害への諸方策として慣習化され、やがては組織や制度へと発展するようになる。現実に展開されている福祉活動の特質をいま典型的に把握するためには、アドルフ・ウェバーの救済に関する動機分類を参考にすることができる。^(註8) 彼は「保護と厚生事業」のなかで救済の歴史をその動機から類型論的に把握せんと

したのであるが、ここではそれを現実に展開されている福祉活動の形態を把握する基準として変形的に利用することにした。彼が指摘する第一の類型は人類の共属一体的感情に基づく相互扶助型であり、謂わば共同生活を営む人間にとって共同体の維持存続の必要から自然に発生してくる社会的感情に基くものであるが、地縁や血縁によって結ばれている共同社会において一般によくみられる福祉活動の類型である。しかしながら、このような福祉活動の類型は農村のあるいは前近代的な社会においてのみ生起するものであるとは限らない。都市的な社会や近代的な社会においてもその社会における地域住民が生活に必要な資源の共同利用を行っている限り、地域社会の住民としてこのような類型の福祉活動に参加することも少なくない。しかし一般的には利益社会的な人間関係が優位を占める都市の住民や近代社会の人間は福祉活動の責任が国家や地方自治体の政治や行政の面において強く表現されるように制度化せんとするのである。日本国憲法においても国民の基本的人権は一方では国民の不断の努力によって保持されねばならないことを表明しつつ、他方ではそれが国家の政治的責任として確認されている。住民の福祉が破壊されている現実が、その背後に横臥する社会的なものの在り方を反映している場合には、福祉活動の類型もまたおのずからそれに相照応する特質が示されるのは当然である。ウェーバーはこのほかにも宗教的類型や倫理的類型をその救済動機の類型として指摘しているが、われわれが経験する社会福祉活動の類型のうちでは、寧ろさきに指摘した二類型のほうが就中もっとも支配的なものとして現実には展開されている。この二つの社会福祉活動に関する類型は、謂わば前者が民間の社会福祉活動であり、後者が公的な社会福祉事業を支えている原理として簡単に割り切って考えるわけにはいかないが、現実には憲法第12条の精神は前者を推進させる法的な拠りどころとなり、また憲法第25条は後者を推進させる塞とも言えるのではなからうか。地域社会や集団における民間の社会福祉活動も国家や地方自治体における社会福祉行政も窮極においては国民の社会的な生活障害を除去し、彼等が社会生活における基本的ニードを充足させることができるように援助する一連の社会的体系であり、両者はその目的を遂行するためにその特質を生かしつつ互

に相補完しおう要素をもつものである。

(註1) A New English Dictionary on Historical Principle, Oxford 1928 によれば、

Welfare (Welfare, Welfair, Whelfair, Whelfare, Wellfair, Weelfare, Weelfare, Weifair, Weifair, Weifair,……) を次の如く説明している。

- 1) The state or condition of doing or being well; good fortune, happiness or well-being (of a person, community or thing) : thriving or successful progress in life prosperity.
- 2) A source of well-being or happiness; pl. the good things of life.
- 3) Good cheer, good living or entertainment.
- 4) In recent use with sense of relating to or concerned with the welfare of (workers, children etc.) as welfare committee, policy, work; welfare after the welfare of people working in factories, mercantile establishments etc.

また Fr. Kluge の Etymologisches wörterblüch der deutschen Sprache (Berlin u. Leipzig 1924) によると英語の well に相当する wohl という語は gut の副詞であり、wollen (願望する) という動詞の語基からきたもので nach wunsch (願わしい状態や望まれる状態) を意味するものである。

(註2) 福田徳三著「厚生経済学研究」昭和5年

中山伊知郎著「厚生経済研究」昭和5年

(註3) 竹中勝男著「社会事業における厚生 of 原理」昭和17年

竹中勝男著「社会政策における厚生 of 原理」昭和19年

(註4) 竹中勝男著「社会福祉研究」昭和25年

(註5) Walter A. Friedlander: Introduction to Social Work, 1955 p.4

(註6) Definition of social work submitted by the Minister of External Affairs of New Zealand, in United Nation; Training for Social Work, International Survey, 1950 P. 110

(註7) 清水幾太郎著「私の社会観」 p.236

(註8) Weber, Adolf: Fürsorge und Wohlfahrtspflege, Berlin 1926 S.6.7.

Taketoshi Sasabe

The Conception about “ what should be ” and “ what is ” of Social Welfare

Résumé

The term of social welfare is widely used, but its conception is not a little confused. I parcel out the conception of social welfare into “ what should be ” and “ what is ”, inquire into the conception closely in understanding it as the object of social science.

This paper aims at the argument of conception about what is the essential of social welfare, is provided with understanding of the conception in the social work practice.